

## 民間の団体等との連携～現場での課題と対応策

### 課題

- 本法律においてとくに都道府県の役割が明確化されたが、いわゆる人事異動の弊害として、後任の担当者に海岸漂着物処理推進法の制定に至る経緯や対策に係る知見等が継承、蓄積されていない。  
そもそも、都道府県を含めて民間の団体等との協働作業をした経験を持つ担当者が少ない。
- このため、法律第 25 条にある民間の団体等との緊密な連携が確保され、その活動に対する支援に努めている地方公共団体は少ない。  
さらに、国による民間の団体等の活動に対する支援は謳われているものの、海岸漂着物対策推進団体の委嘱は都道府県知事のみ認められていることから、一面、矛盾を抱えている。
- このことも、法律第 16 条に掲げた都道府県知事による海岸漂着物対策推進員や推進団体の委嘱が、法律制定からこれまでに実績が無いことの要因の一つとなっている。

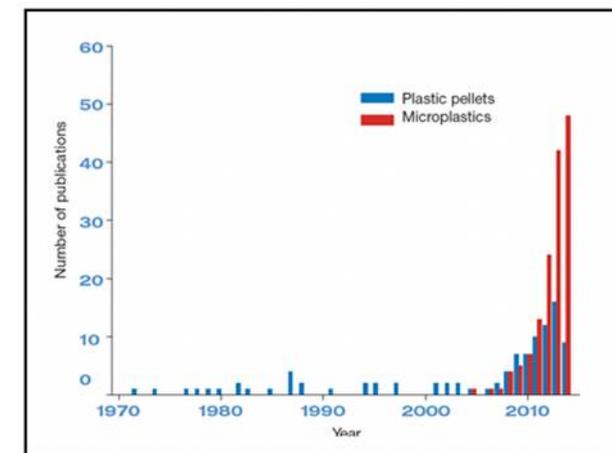
### 対応策

- ① 法律の見直しで改善できる対応策の一つとして、国も海岸漂着物対策推進団体を委嘱できることに改正し、海岸漂着物対策推進団体の活動実績等を積み上げ、都道府県の理解を得ることが早道であると考えられる。
- ② 都道府県における様々な取り組み(試み)の事例を共有する機会を設けて、担当者を孤立化させない環境を整えることも有効である。海岸漂着物対策に専念できる職員を配置している都道府県は稀であり、個別の施策に係る情報の流通が求められている。

## 法律制定後の状況変化

### ○ マイクロプラスチック(直径 5mm 以下のプラスチック破片やビーズ)による海洋汚染に関する科学的知見の増加

- ⇒ PCB や農薬などの有害物質を高濃度に吸着する性質と物理的な影響から、安全な水産資源の確保や海洋生態系の保全への懸念が増大
- ⇒ 2015 年、G7 サミット首脳宣言において世界的な課題との認識を共有  
伊勢志摩サミットで再確認
- ⇒ 2016 年 5 月ナイロビ、国連環境総会において決議「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチック」を採択



プラエ連ニュース No.383 より

### ○ プラスチックごみの海洋への流出量推計値の公表

- ⇒ 海に面した192の国や地域を対象に、2010年のデータをもとに試算  
世界全体で1年間に 480 万トンから 1,270 万トン  
中国の 353 万トン、次いでインドネシアの 129 万トン、フィリピンの 75 万トンと、アジアを中心とした人口が多い新興国が上位を占める  
2025年には海への流出量が 2010年の 10倍以上に増える おそれ

### ○ 日本近海に浮遊するマイクロプラスチック量は、世界平均の約 27 倍

- ⇒ 東京海洋大学、九州大学等が協力した環境省調査で明らかに
- ⇒ すでに海鳥の 90%がマイクロプラスチックを摂取、ウミガメ、魚、貝など 200 以上の海洋生物も摂取している
- ⇒ 東京理科大学では、日本国内の河川でマイクロプラスチックを確認(全国で  $2.7 \pm 0.4 \times 10^{10}$  個/年が流出と推計)

- 世界的に深刻化している海洋ごみ問題に関わる個別法としては、現行の「海岸漂着物処理推進法」しかなく、新たな立法を想定しない場合、同法の見直しは今後のわが国の海洋ごみ問題への中期的な取り組みの枠組みを提示する重要な動きになる。
  
- 現行法の制定後の世界レベルでの状況変化を踏まえた場合、以下のような視点を加えることが望ましい。
  - ・漂流、海底堆積ごみを含めた海洋ごみ対策である旨の言及
  - ・安全な水産資源の確保や海洋生態系の保全に寄与する法律である旨の言及
  - ・プラスチックごみによる海洋汚染の抑制に係る重要な法律である旨の言及
  - ・アジア太平洋地域における日本の果たすべき責務(世界第7位の排他的経済水域を有すること、および同地域への国際貢献)についての言及
  - ・国(国土全域)として取り組むべき行動計画の提示(都道府県の地域計画に加えて国家計画を策定)及び全国海岸漂着物対策推進協議会の設置や国による海岸漂着物対策活動推進団体の委嘱など、国全体で取り組むべき事項の新設、態勢の強化
  - ・海岸漂着物の回収について、海洋への再流出を防止する意義を強調する言及
  
- 法律の名称(略称)の変更  
「海岸漂着物処理推進法」⇒ 例えば、「海洋ごみ削減対策推進法」

◎ 第9条(国の責務)、第13条(基本方針)



2016/11/17 Kaneko

【現行法】

- ・国は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。
- ・政府は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めなければならない。

【課題等】

- 現行法では、基本理念にのっとり、国の責務として総合的な施策を策定し、実施する責務を有する(法律第9条)と規定されているが、施策の目標設定や工程等を明記した基本計画がないことから、国全体を俯瞰しての重点的な取り組みを検討したり、PDCA サイクルが担保されていない。
- 基本方針にのっとり作成された地域計画は都道府県の範囲内での取り組みに限定されていることから、より広域的な対策の展開に至っていない。

【改正内容】

◎都道府県による地域計画の作成に加えて、基本方針に基づき国も基本計画を策定する。

- ⇒ 地域計画を作成した都道府県が取り組む施策の限界を解消し、全国規模での環境教育や普及啓発への取り組みの進展を図ることができる。
- ⇒ 全国の海岸漂着物の現存量の削減目標値等を掲げることによって、重点的な対策地域等に対して集中的に予算投入する根拠を担保しつつ、計画の進行管理を行う。  
(山形県での事例； 目標値の設定とモニタリングにもとづいた地域計画の進行管理を行う手法)

## ◎ 第 11 条(事業者及び国民の責務)



2016/11/17 Kaneko

### 【現行法】

- ・事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努める。
- ・国民は、海岸漂着物対策の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努める。

### 【課題等】

- 世界的にプラスチックごみの削減対策を強化している中、日本国内における海洋ごみの発生抑制に係る対策の進行速度が遅い。
- プラスチック製品の過剰な消費行動が海洋ごみ問題の原因となっていることへの理解が乏しく、消費行動を見直す必要があることを認識してもらうことが重要である。

### 【改正内容】

- ◎事業者は、プラスチックごみによる海洋汚染の実態を認識し、事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努める、こととする。
  - ◎国民は、海岸漂着物対策の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、プラスチックごみによる海洋汚染の実態を認識し、自らの消費行動を見直すことを努める、こととする。
- ⇒ プラスチックは現代社会の生活において有用かつ不可欠な素材ではあるが、有用な範囲や廃棄物管理レベルを超えた大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造は持続不可能である。  
規制法的な性格を本法律に求めることは困難であることから、実態の認識への言及に止める。

◎ 第 16 条(海岸漂着物対策活動推進委員等)



2016/11/17 Kaneko

【現 行 法】

- ・都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策推進員として委嘱することができる。
- ・都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策推進団体として委嘱することができる。

【課 題 等】

- 法律制定からこれまで、都道府県知事による委嘱実績はない。  
例えば、山形県では海岸漂着物対策推進団体の委嘱の動きがあったが、恒常的な予算措置が必要になることが財務当局より懸念され、実現に至らなかった。
- 委嘱する際の判断となる識見や助言能力等の基準が不明確であり、地域差が生じる懸念がある。
- 都道府県の担当者において、海洋ごみ問題についての認識や知見が乏しい。

【改正内容】

- ◎現行法に加えて、国が海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策推進団体として委嘱することができるようにして、都道府県における動きを促す。
  - ⇒ 民間団体等への財政上の配慮(第 29 条)は、現状では都道府県単位を範囲とした NGO/NPO 等への支援に限定されている。法律制定からこれまで、全国規模や国際協力などで海洋ごみ問題に取り組む NGO/NPO への支援は、ほとんど図られていない。
  - ⇒ 財政上の配慮を国が委嘱する海岸漂着物対策推進団体へ拡大することによって、環境教育(第 26 条)や普及啓発(第 27 条)の促進を全国規模で加速したり、国際協力を強化していくことができる。

## ◎ 第 29 条(財政上の措置)



2016/11/17 Kaneko

### 【現行法】

- ・政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- ・とくに離島その他の地域においては特別の配慮をする。
- ・政府は、民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。

### 【課題等】

- 法律制定後、海岸漂着物の回収・処理対策は進展しているが、普及啓発・発生抑制対策はまだ緒に就いたばかりである。
- 都道府県への対策予算の補助率が年々下がってきているため、とくに普及啓発・発生抑制対策に早くもブレーキがかかり始めている。自らの地域で海岸漂着物等が発生している実態から、負担は当然との一面もあるが、普及啓発・発生抑制対策は国(国土全体)で取り組むべき政策分野でもある。

### 【改正内容】

◎第 16 条の見直しと連動した財政上の配慮を行う分野として、

- ①国(国土全域)として環境教育・普及啓発を行うための予算措置
- ②民間の団体等が行う国際協力に係る予算措置
- ③地方公共団体が行う環境教育・普及啓発を行うための予算措置

について特別の配慮をする。

⇒ 海洋立国である日本の国際貢献の重要施策として、アジア太平洋地域における海洋ごみの削減(海洋環境の保全)に取り組むための「国際協力基金」を創設し、民間団体等による活動の促進を図る。

## ◎ 第 30 条(海岸漂着物対策推進会議)



2016/11/17 Kaneko

### 【現行法】

- ・政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員で構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、連絡調整を行う。
- ・海岸漂着物対策推進会議に海岸漂着物対策専門家会議を置く。
- ・海岸漂着物対策専門家会議は海岸漂着物対策推進会議に進言する。

### 【課題等】

- 現行の海岸漂着物対策専門家会議は年 1 回の開催、限定的なメンバー構成を踏まえると、海岸漂着物対策について総合的、効果的かつ効率的な推進方策を討議できる環境として整っていない。
- とくに問題が生じている現場に係る情報が共有され難いことから、進言は限定的な内容になる。

### 【改正内容】

- ◎第 9 条、第 13 条、第 16 条の見直しと連動し、海岸漂着物対策専門家会議に変えて新たに「全国海岸漂着物対策推進協議会」を海岸漂着物対策推進会議に置き、国の基本計画の策定及び進行管理等を担う、こととする。
- ⇒ 「全国海岸漂着物対策推進協議会」は、海岸漂着物対策専門家会議のメンバーに、都道府県が設置した海岸漂着物対策推進協議会の代表者、国が委嘱する海岸漂着物対策推進団体の代表者及び研究者らを加えて構成する。